

福津市複合文化センター指定管理者業務 別記仕様書

福津市複合文化センター(文化会館)に係る
指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容

目 次

1	管理運営体制	
	(1) 人員配置	1
	(2) 研修等の実施	1
	(3) 服务等	1
2	文化会館運営業務	1
	(1) 開館・閉館業務	1
	(2) 窓口サービス業務	1
	(3) その他の業務	2
3	舞台業務	
	(1) 業務内容	2
	(2) 舞台技術者の配置	2
4	福津市健康福祉総合センター（ふくとぴあ）改修工事中の乳幼児健診について	

1 管理運営体制

指定管理者は、文化会館の管理業務を行うに当たって必要な業務体制を構築し、業務を円滑に実施すること。また労働関係法令等を遵守し、労務に関する一切の責任を負うこと。

(1) 人員配置

人員配置は以下のとおりとする。なお、従事者名簿を整備し、人事異動の都度、市に報告すること。

①統括責任者（館長）…1名

なお、統括責任者は以下の基準を満たす者とする。

(ア) 常勤の職員であること。

(イ) 公の施設の運営に当たるにふさわしい人格と識見を備えていること。

(ウ) 組織の長として、リーダーシップを発揮する能力と経験があること。

(エ) 文化関連施設の管理・運営について識見を備えていること。

②副責任者…必要に応じ配置

③舞台技術者…1名

常勤の職員であること。ただし、催事等により上記以上の業務者が必要と指定管理者が認めた場合は、臨時に雇用するものとする。舞台技術者の業務内容は「3 舞台管理運営業務」のとおりとする。

(2) 研修等の実施

指定管理者は、文化センターの管理業務を実施するにあたって必要な知識及び技術（資格）の習得、並びに資質向上を図るため、必要な教育や研修等を計画的に実施すること。

(3) 服務等

①指定管理者は業務従事者に対して公益の使命を自覚させ、利用者を満足させる接遇を徹底すること。

②業務従事者は、業務時間中名札を着用すること。なお名札は指定管理者が用意すること。

③指定管理者は、障がい者及び高齢者等の利用に際し、円滑な施設利用ができるよう適切に対応すること。また原則として身体障がい者の補助犬同伴を拒んではならない。

(4) マニュアル等の作成

指定管理者は、文化会館における基本的な業務について、職員間で対応や処理時間が異なることのないよう、業務マニュアルを作成するとともに、トラブルが発生した際に迅速かつ的確にフォロー処理が行えるよう、職員に指導を行うこと。

2 文化会館運営業務

(1) 開館・閉館業務

開館前にサービスを提供できる態勢を整えること。閉館時には、閉館の数分前に利用者に対して閉館のお知らせをするとともに、閉館後は速やかに閉館に伴う作業を行うこと。

(2) 窓口サービス業務

指定管理者が行う窓口サービス業務は以下のとおりである。なお、施設の利用許可に関する業務を行うにあたっては、共通仕様書「6 (3) 施設の利用許可に関する業務」に基づき実施すること。

①文化会館の総合案内

- ②各施設の利用の受付、利用方法の説明等
- ③ホワイエ等の休憩席の管理
- ④拾得物・遺失物等の管理及び警察への届出
- ⑤館内巡回
- ⑥苦情・要望等への対応

(3) その他業務

①学校等との連携

文化芸術振興を図るため、市内の保育所、幼稚園、小中学校等の施設見学や職場体験を積極的に受け入れること。

②その他

この仕様書に定めのない業務であっても、運営にあたって対応が必要となった場合には実施すること。

3 舞台管理運営業務

(1) 業務内容

施設における催物を円滑に進行し、かつ十全な演出効果が得られるように、舞台関係諸設備の一切について、安全の確認、確保及び万全の準備と操作を行う。また、非利用時においても、十分な整備点検を行う。また舞台利用者との打ち合わせや助言指導等、舞台の運営に関する業務を行う。

なお、舞台設備の保守点検業務に関しては、別記仕様書「4 施設維持管理業務総括仕様書」に定める。

- ①舞台機構の操作と点検・整備
- ②照明器材、調光卓の操作と点検・整備
- ③音響機器の操作と点検・整備
- ④映写機の操作と点検・整備
- ⑤大道具等の組み立て、撤去と点検・整備
- ⑥舞台備品類全般の操作と点検・整備
- ⑥一般事務受付補佐業務、関連備品の管理、付帯設備使用料の計算等
- ⑦ホール業務報告の作成、
- ⑧その他、舞台、ホールの運営に関すること

(2) 舞台技術者の配置

- ①舞台技術者の人件費については、施設の利用料に含まれるものとする。
- ②催物の内容によって、舞台技術者の増員が必要な場合には、利用者との十分な打ち合わせの上で必要な人員を配置する。増員した舞台技術者に係る人件費等については、利用者に負担を求めることができる。

4 福津市健康福祉総合センター（ふくとぴあ）改修工事中の乳幼児健診について

福津市健康福祉総合センターについては令和9年度に於いて大規模改修工事を実施する予定としている。改修工事に伴い、当該センターにおいて実施していた乳幼児健診を文化会館2階（会議室A・B、視聴覚室及び大研修室）にて実施することを検討している。実施することとなった場合は、毎週水曜日の午前11時から午後6時の間、会場としての使用について指定管理者は市に協力するものとする。